

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A土木において、土工として業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、市道の砂利道補修作業中、背後にいたミニショベルカーと接触して負傷したことから、同月〇日B整形外科に受診し「右第2第3中足骨骨折、右足挫創」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日付けで治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人に残存する障害について検討すると、以下のとおりである。

右足関節の機能障害についてみると、C医師作成の診断書及びD医師の測定結果から、右足関節の可動域は健側と比較しても3/4以下に制限されておらず、機能障害には該当しない。

神経症状について、C医師は、要旨、右足関節から足部の夜間痛があり、車運転中のブレーキ操作での同部位の痛みあり、X線では明らかな変形はないと述べ、D医師は、「右第2・3中足骨骨幹部にも骨折がみられ、治療により骨癒合は良好である。」と述べている。

請求人は、右下半身及び右足首の疼痛を訴えているが、右第2・3中足骨骨折(足の甲の部位)を受傷した機序からして足関節部以上に外傷が及んでいるとは考えらず、右下半身の疼痛については、疑問を持たざるを得ない。

以上のことから、請求人の主張している右足の疼痛に関しては、障害等級第12級の12「局部に頑固な神経症状を残すもの」を超えるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。